

令和2年度 事業計画

第1 基本方針

近年、社会構造の変化や福祉諸制度の改正等により、単一なサービスだけでは解決が困難であるとともに、公的な制度及びサービスでは問題の解決が難しく、様々な分野を超えた支援の必要性が明確となってきています。また、高齢化が急速に進展する中で支援を必要とする人々が増加し、生活課題を含む福祉課題が多様化しています。

高崎市及び本会では、令和元年度（2019年度）から第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画をスタートさせ、「地域の支え合い、助け合いによる共生社会の実現」を目指し、これに向けて、これまでに築いて参りました福祉ネットワーク等の特性を最大限に活かしながら、地域住民を始めとする福祉団体や事業者及び行政機関等と協力し、地域における新しい繋がりづくりや仕組みづくりを推進します。

また、大規模な台風等による風水害や地震、新型コロナウイルス感染などの大規模災害等が起こった際は、突発的な事態に迅速・的確に対応できるよう、各関係者・団体等と連携して、それぞれの役割の確認・意識の共有化を図り、災害等時にスムーズな対応ができるように努めて参ります。

目 標

1 地域生活課題を共有し、ともに解決する地域づくり

○地域づくり（体制整備事業）への協力

- ・継続して協議体に地区担当職員が参加して、高齢者あんしんセンターや行政と連携して支え合いの地域づくりを目指す。
- ・協議体に参加している地区担当職員で定期的に会議を行い、情報の共有に努める。
- ・地域の困りごとを把握して、対応ができる関係機関に繋いだり、社会福祉協議会の事業担当者につないだりして困りごとの解決に努める。
- ・高齢者あんしんセンターたかさき社協は、北・東・西地区を担当し、地域の特性を踏まえ、引き続き行政と連携して住民主体の支え合いの地域をつくる。

○住民の地域福祉への主体的な参加促進

- ・サロンの立ち上げや運営等の相談に応じ、研修会の案内などの支援を行う。また、一定の要件を満たしたサロンに対して助成する。
- ・市内で運営されている居場所の情報を整理し、必要に応じて提供できる体制を整える。
- ・地区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対して助成を行い地域福祉活動の促進に努める。

2 誰もが安心して暮らせる包括的な地域づくり

○制度の狭間の課題対応

- ・様々な生活課題に対応できるボランティアを養成し、協力体制を構築する。
- ・他の取り組み情報を収集し、必要に応じて提供できる体制を整える。
- ・各事業担当が行政や民生委員・児童委員などの関係機関と連携しニーズ把握を行い解決に向けて協働する。

3 福祉関連機関の連携による支援体制づくり

○相談支援体制の整備1

- ・群馬県社会福祉協議会が行う群馬県ふくし総合相談支援事業に参画し、福祉や生活に関わる地域の困り事をワンストップで受付け、参加法人のネットワークを活かして包括的に支援する。
- ・相談がしやすい環境を整える。
- ・高齢者あんしんセンターや自立相談支援機関等と連携を図る。
- ・地域に出向き、関係機関や団体と連携し、困りごとの把握に努める。

4 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり

○生活困窮者の支援体制の整備

- ・自立相談支援機関をはじめ、市の各部局、ハローワーク等と綿密な連携の元、生活困窮状態にある人の支援を行い、生活福祉資金の貸付の利用の有無に関わらず相談を受付け、必要な支援機関につなげる。
- ・行政や民生委員・児童委員と連携を強化し、迅速な対応が取れるよう制度についての理解を深め、相談がしやすい体制づくりに努める。
- ・フードドライブ事業を実施し、多くの企業へ協力を呼びかけると共に、支援者団体と連携して食品が必要とされるところにスムーズに届く仕組みを構築する。

5 適切な福祉サービスの利用ができる仕組みづくり

○相談支援体制の整備2

- ・コミュニケーション障害や情報障害から発生する様々な問題解決のため、必要な機関との連携を図り、利用者のニーズに対応し得る体制を作る。また、手話通訳を活用することで聴覚障害者が自ら問題解決に取り組めるよう支援する。
- ・高崎市からの受託により、子育てSOSサービス事業を実施して、子育て家庭の相談を受付け支援する。

○判断能力に不安がある人の権利擁護

- ・日常生活自立支援事業の契約者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

- ・契約に至らない場合であっても、生活の不安が続いているケースに対して、関係機関との関わりを継続してニーズの把握に努める。
- ・関係機関への働きかけ、連携を強化して、生活全体の支援をする。
- ・利用対象者が抱えている課題を関係機関等と共有し、その人が多様な機関から適切な支援を受けることによって、本事業を本当に必要とする人に、より早くサービスを提供できるように努める。
- ・法人後見を行い、日常生活自立支援事業の契約者が成年後見制度の利用が必要になった場合も継続的に支援する。

6 地域福祉の担い手づくり

○ボランティアセンター機能の整備

- ・社会のニーズに合わせた多様なボランティア講座を実施する。
- ・「ボランティアをしたい人」と「支援を求めたい人や施設」がさらに、つながることができるように、コーディネート機能を充実させる。
- ・ボランティア活動についての啓発や情報の提供を行う。また、市民活動センターや大学ボランティアセンター等の中間支援を行う機関と必要に応じ連携する。
- ・高齢者等買物代行事業や、傾聴ボランティア派遣事業を継続していくために、ボランティア登録の呼びかけを行う。

○災害救援ボランティアセンターの体制整備

- ・災害救援ボランティアセンター設置のため「高崎市災害ボランティアセンターマニュアル」と「災害時参集マニュアル」の適宜更新を行う。
- ・災害救援ボランティアセンター設置に向けた体制整備とともに、センターからの情報発信をより効果的に行うための手段を検討する。
- ・必要に応じて専門性をもつボランティアや団体と協力ができるように人材の開拓に努める。

○災害時等における組織体制の整備

- ・BCP（事業継続計画）を策定する。

○社会福祉を目的とする多様なサービスの進行・参入及び公的サービスとの連携

- ・社会福祉法人や福祉施設と連携・協働し、地域の多様な課題に対応する取り組みをつくるために、関係機関とのネットワーク構築の方法を検討する。

○民生委員・児童委員活動への支援

- ・委員活動を継続してもらえよう、やりがいが高まるような研修会を実施する。
- ・民生委員・児童委員が活動の中で抱える心配ごとや悩みごとをキャッチできる仕組みについて研究する。

7 効果的な地域福祉推進に向けた仕組みづくり

○地域づくりにおける寄付や共同募金等の取り組みを推進

- ・ 少子高齢化や核家族化、コミュニティの機能低下といった社会構造や生活様式の変化によるニーズに対処する上で、NPO法人やボランティアグループは重要な役割を持つ社会資源のため、共同募金の活用を案内し、活動の継続や、安定化を支援する。
- ・ 住民が主体となって行う身近な地域での福祉活動に共同募金の活用を案内して、活動の活性化と共同募金への理解と関心を深める。
- ・ 法人に共同募金に取り組むメリットを理解してもらい、社会貢献活動へつなげる。

第2 実施計画

1 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

- ア 理事会、監事会、定時評議員会の開催
- イ 評議員選任・解任委員会の開催
- ウ 職員の人材育成

(2) 共同募金配分金事業

- ア 群馬県共同募金会からの地域配分を、地域福祉充実のために適正に活用する。
- イ 地域歳末たすけあい募金を歳末時期及び通年の地域福祉事業に活用する。

(3) 地域福祉活動事業

市民の福祉課題を解決するため、会費や補助金等を原資として住民主体の地域福祉活動を展開する。また、災害時等における緊急対応をより円滑に進めるべく、各関係者・他団体と連携して、必要な体制整備を図るとともに、課題認識の共有化および被災地支援活動等の基盤強化に取り組む。

- ア 地区社会福祉協議会活動の推進
- イ 会員制度の充実強化
- ウ 高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン」及び子育て家庭を対象とした「ふれあい・子育てサロン」への支援
- エ 社会福祉協議会の情報を提供するため、「社協たかさき」を発行し、ホーム

ページによる情報発信も充実させる。

- オ 社会福祉施設及び関係団体に対する援助
- カ 福祉バスの運行
- キ フードドライブ事業の実施
- ク 緊急要援護者に対する法外援護の実施
- ケ 親子ふれあいサークルの実施
- コ 思いやり駐車場の利用証交付事務の実施
- サ 生活支援体制整備事業への協力

(4) 受託事業

次に掲げる市からの受託事業を適正に実施する。

- ア 手話通訳者派遣事業の実施
聴覚障害者とその他の人とのコミュニケーションを円滑にするために、手話通訳者を派遣する。
- イ たかさき市民福祉大会の開催
多年にわたり社会福祉事業に功績のあった人や団体に感謝の意を表するとともに、福祉のまちづくりを推進することを目的に実施する。
- ウ 吉井東学童保育クラブの運営
保護者が仕事などにより昼間留守になる家庭の児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を目的として行う。

(5) 福祉ボランティアの町づくり事業

市民が共に手を取り合い、心の触れ合うまちづくりを推進するため、交流や学習の場を設けると共に、ボランティアセンター事業を実施する。

また、養成したボランティアの力を活用し、地域の課題解決に向けた体制づくりを進める。

- ア ふれあいの広場の開催
- イ 住民のボランティア活動への参加促進
- ウ ボランティア団体の育成援助
- エ ボランティア講座の開催
- オ ボランティアグループとの連絡調整
- カ 学童・生徒のボランティア活動普及事業の推進
- キ 学校や企業等における福祉教育への支援
- ク ボランティア活動保険等の加入促進
- ケ ボランティアセンターホームページの運営
- コ 車いす等対応車両貸出サービス事業の実施
- サ 福祉用具貸与事業の実施

- シ 倉渚地域高齢者買い物支援事業の実施
- ス 高齢者等買物代行事業の実施
- セ 傾聴ボランティア派遣事業の実施
- ソ 災害ボランティアセンターの設置運営

(6) 生活福祉資金貸付事業

生活困窮者自立相談支援事業ほか関係機関と連携し、援助が必要な低所得者世帯等に資金の貸付や相談支援を行う。

- ア 生活福祉資金貸付事業の取扱い（県社協受託事業）
- イ 生活困窮者自立相談支援事業が行う支援調整会議への出席
- ウ 小口生活資金貸付事業の実施
- エ つなぎ資金貸付事業の実施

(7) 福祉総合相談事業の実施

- ア ふくし総合相談支援事業の実施

(8) 日常生活自立支援事業

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人を対象に、契約に基づき日常的な金銭管理の援助や通帳・印鑑の預かり等を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。

また、包括的な権利擁護体制を整備するため、日常生活自立支援事業基幹社協管内関係機関連絡会議を開催する。

(9) 福祉人材バンク事業

福祉分野で働きたい人と人材を求める求人事業所を結びつける無料職業紹介事業を行うとともに、幅広い人びとに福祉への理解・関心をもってもらうため、さまざまな事業を展開する。

- ア 福祉の就職相談会を開催し、個々のニーズに合った就労先のあっ旋や福祉の資格取得等の相談に応じる。
- イ 求職者にふさわしい職場を提供するため、あらゆる福祉施設を訪問し、求人開拓を行う。
- ウ キャリア支援専門員を配置し、福祉・介護人材マッチング機能強化事業を行う。
- エ 福祉分野に就労を希望している人を対象に、福祉の就職ガイダンスや施設見学会を開催し、就職活動を支援する。

(10) 介護保険居宅介護支援事業

- ・高崎社協中央居宅介護支援センター
- ・高崎社協北部居宅介護支援センター

総合事業対象者及び要支援、要介護認定者に対し、できる限りその居宅において、その人の能力に応じた自立した日常生活が営めるよう、有効かつ適切な支援を提供する。各事業所は、地域福祉を推進する公共性の高い立場を認識する中で、介護保険法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に務める。

また、法人全体として2事業所体制とし、介護支援専門員の資質向上を目指し、意見交換や互いに相談できる環境の整備、関連機関との連携、多岐にわたる情報共有ができることで、業務の充実強化を図る。

- ア 指定居宅介護支援事業者として、要介護認定者への居宅介護支援の実施
- イ 介護予防支援事業所（高齢者あんしんセンター）からの受託により、総合事業対象者及び要支援認定者への居宅介護支援の実施
- ウ 職場内研修計画を立て、職員研修を実施し、スキルアップを図る。
- エ 2事業所間の業務運営上、職務上の情報交換などを目的とし、定期的に連絡会議を行う。

(11) 介護保険等訪問介護事業

- ・高崎社協中央訪問介護センター
- ・高崎社協北部訪問介護センター

総合事業対象者及び要支援、要介護認定者の居宅を訪問し、できる限り居宅において、その人の能力に応じた自立した日常生活が営めるよう身体介護及び生活援助等のサービスを提供する。各事業所は、介護保険法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に努める。

- ア 介護保険の指定訪問介護事業者として、要介護認定者への訪問介護サービスの実施
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者として、総合事業対象者や要支援認定者への予防訪問介護相当サービスの実施
- ウ 子育てSOSサービス事業の実施（高崎市より受託）
- エ 道路運送法第78条の規定に基づく、福祉有償運送事業の実施（北部訪問）
- オ 介護職員の質的向上を図るための研修参加を推進
- カ 事業所内で職場内研修計画を立て、職員研修を実施しスキルアップを図る。
- キ 各事業所間の業務運営上、職務上の情報交換などを目的としたサービス提供責任者会議を定期的に行う。

(12) 介護保険等通所介護事業

- ・高崎社協倉渕デイサービスセンター
- ・高崎社協群馬デイサービスセンター
- ・高崎市吉井デイサービスセンター

介護保険の制度趣旨に則り、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう支援することを目標に必要な日常生活上の支援及び心身機能の維持、向上に向けた機能訓練等のサービスを提供する。あわせて家族等、介護者の負担の軽減を図る。事業運営においてはそれぞれの地域性を踏まえ、利点を生かした特徴あるサービスを提供する。

ア 指定居宅サービス事業者として、要介護認定者への（地域密着型）通所介護事業の実施（倉渕、群馬、吉井）

イ 総合事業の指定事業者として、要支援相当の利用者への通所型サービスの実施（倉渕・群馬・吉井）

ウ 高崎市基準該当生活介護事業所として基準該当障害福祉サービスの実施（倉渕・群馬）

エ 生活介護（共生型）事業所として、障害福祉サービスの実施（吉井）

オ 各事業所は職場内研修計画を立て、職員のスキルアップを図るため研修を実施

(13) 障害者総合支援訪問介護事業

- ・高崎社協中央訪問介護センター
- ・高崎社協北部訪問介護センター

居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者及び障害児の身体その他の状況又はその置かれている環境に応じて、身体介護及び家事援助、通院介助や通院等乗降介助などの障害福祉サービスを提供する。各事業所は、障害者総合支援法に定められた運営基準を遵守しつつ、適正かつ健全な運営に努める。

ア 指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業者として、市町村が決定した居宅サービス支給決定者への居宅介護、重度訪問介護事業の実施

イ 市町村が支給決定した視覚障害者に対して同行援護事業の実施（本所）

ウ 移動支援事業の実施（高崎市より受託）

(14) 高崎市社会就労センター事業（セルフ楽間）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、一般企業に就労及び適応することが困難な障害を有する人

に対し、福祉的就労の場や生産活動の機会を提供し、就労及び生活支援を通じて主体性の確立・技能習得・勤労意欲の向上を図り、個別支援計画に沿った就労継続支援B型サービスを提供する。

事業の実施にあたっては、適正かつ健全な運営に努める。

ア 受注の確保及び売上高の増額に努め、利用者工賃の更なる充実を図り、地域での自立を支援する。

イ 生産活動を通じ社会性の向上及び就労意欲の高揚を図り、一般就労への移行を支援する。

ウ 利用者の健康管理及び事業所の環境整備に努める。

エ 関係機関と連携し、利用率の向上を図る。

(15) 吉井障害者自立支援センター事業（こはぎ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、多機能型の通所事業所として、個別支援計画に沿った生活介護及び就労継続支援B型の二つのサービスを提供する。また、利用者の健康管理及び事業所の環境整備に努め、よりよい利用環境作りをするとともに、地域に根ざした障害者福祉の拠点として、障害者福祉の増進に努める。

《生活介護》

常時介護を要する障害を有する人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために、必要な支援を個々の状況に合わせて実施する。

ア 入浴、排泄及び食事介助等の介護サービスを提供する。

イ 身体機能の維持向上、日常生活の質の向上、創作・生産活動を支援する。

《就労継続支援B型》

一般企業に就労及び適応することが困難な障害を有する人に対し、福祉的就労の場や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な社会性や生活スキル、職業自立に必要な基礎を身に付けられるよう支援する。

ア 花卉栽培・販売、組立、清掃、売店等の生産活動を実施する。実施にあたっては、受注の確保及び売上高の増額に努め、利用者工賃の更なる充実を図り、地域での自立を支援する。

イ 生産活動を通じ社会性の向上及び就労意欲の高揚を図り、一般就労への移行を支援する。

(16) 障害児通所支援事業（はばたき）

ア 児童発達支援

日常生活における基本動作の習得や集団生活への適応訓練を行う。

イ 放課後等デイサービス

授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行う。

(17) 障害者総合支援共同生活援助事業（グループホーム）

新規事業として、障害者のためのグループホーム一路を開設し、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の支援を行う。

(18) 地域活動支援センター事業（さくらそう・こぼと）

利用者に日中活動の場を提供し、創作的活動又は生産活動を通じて社会生活に適応できるよう支援することにより、障害者の地域生活支援の促進を図る。

ア ホチキス針パッケージング、オリジナル製品の製造・販売等の生産活動を実施し、作業収益を利用者に工賃として還元する。

イ 生活支援の一環として、外出訓練、体操指導、音楽指導、各教室の開催等を実施し、併せて教養・娯楽活動として季節行事等を実施する。

(19) 児童館事業

家庭や地域・福祉や教育機関とのつながりを大切に、遊びの提供や生活の援助を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにする。また、子どもたちが明るく健やかに育つよう、行事や活動の企画や親子クラブへの活動支援を推進する。

ア 倉賀野児童館

イ 豊岡児童館

ウ 井野児童館

エ 群馬児童館

(20) 長寿センター事業

60歳以上の市民の健康づくりを推進すると共に各教養講座開催等により福祉の増進を図る。

ア 群馬長寿センター

イ 新町長寿センター・新町鉄南長寿センター

- (21) 各団体事務局の運営及び支援
- ア 群馬県共同募金会高崎市支会
 - イ 高崎市民生委員児童委員協議会
 - ウ 高崎市ボランティアグループ連絡協議会
 - エ 高崎市ふれあい・いきいきサロン推進連絡会
 - オ 高崎地区更生保護女性会

- (22) 社会福祉関係実習生の受入れ
- ア 将来の地域福祉を担う学生等に対し実習指導を行う。

2 公益事業

(1) おもちゃの図書館事業（あひる）

発達の遅れが心配な子どもたちが、たくさんのおもちゃと豊かな遊びを通じて言語等の発達や社会性を育むよう支援する。また、子育てに不安を感じている保護者に対して専門相談や交流の機会を提供するとともに、個別プログラムなどの内容の充実を図る。

(2) 福社会館事業

市から指定管理を受けた下記の4つの施設の有効活用に努める。

- ア 倉渕福祉センター
- イ 箕郷福社会館（エスポワール）
- ウ 群馬福社会館
- エ 吉井福祉センター

(3) 地域包括支援センター事業

「高齢者あんしんセンターたかさき社協」を設置し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的かつ継続的に支援することを目的として実施する。

高崎市内にある日常生活圏域46カ所のうち、北・東・西地区の3地区を担当し、きめ細やかな高齢者ニーズや情報の把握を行う。なお、活動区域を越えて業務を行う必要があるときは、他の活動区域のセンターと連携を図る。

- ア 包括的支援事業
- イ 指定介護予防支援業務
- ウ 介護予防・日常生活支援総合事業

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、職員を市へ出向させ生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

ア 自立相談支援事業の実施

イ 住居確保給付金の窓口業務

(5) 法人後見事業

日常生活自立支援事業からの移行として成年後見人等を受任し、判断能力が低下した後も引き続き地域で安心して暮らせるよう支援する。

ア 成年後見制度に関する相談窓口

イ 成年後見人等の受任

3 収益事業

経営の健全化と利益の効率化を図る。

(1) 高崎市斎場内、六郷・片岡長寿センター内の売店経営

(2) 自動車損害賠償責任保険代理店として、自賠責保険の取扱い

(3) 倉渕福祉センター売店の経営

(4) 市有施設内の自動販売機の管理運営